

若越郷土研究

35の2

室町期の若狭守護代

三方氏の政治的地位

河村 昭 一

はじめに

小稿は、応永十三年（一四〇六）以降、一色氏のもとで若狭守護代をつとめた三方氏の、特に一色家中における政治的地位を検討しようとするもので、三方氏の前の小笠原氏を検討した旧稿^①、南北朝期の三方氏を扱った前稿^②、三方氏の若狭に対するかわりを追跡した別稿^③とともに、若狭守護代の実態の解明を、目指すささやかな作業の一環である。なお、本論に入る前提として、三方氏の守護代在職についても、文書によって確認しておきたい。きない。忠治の在職下限は、確証はないけれども、永享十二年五月十五日、一色義貫（義範）が將軍義教の命を受けた武田信榮によって大和で謀殺された際、「三方若狭守并同彈正兩人」が「散々相戦討死^④」しており、この若狭守が忠治のことであろうから、この時まで若狭守護代に在職していたとみてよからう。なお、範忠はこの時まで存生していたらしく、義貫が討たれた翌十六日、京都の義貫邸を一色義親（義貫の甥）が襲った際、これに応戦して討死した義貫家臣の中に、範忠（常忻）と思われる「三方山城入道」がいた^⑤。したがって、範忠から忠治への交替は範忠の死没によるものではないことになる。また、忠治は範忠の弟であつたらしい。すなわち、『満濟准后日記』永享四年正月二十八日条に「一色内三方入道来、折紙^⑥隨身、今度弟若狭守御免、祝着事等申為云々」とある。忠治以外に若狭守を名乗る三方氏として、応永二十六年と永享元年に所見のある範次なる者がいるが、彼は範忠の三男と伝えるから、右の「弟若狭守」はやはり第1表No.17・18の忠治とみてよからう。しからば、範忠に子がいたにもかかわらず、死没によらず、かつ兄から弟へという、

河村 室町期の若狭守護代三方氏の政治的地位

第 1 表 三方範忠・忠治関係文書

No	年月日	文書名	宛人	内容	備考(端裏書・書止・署名・奥書)	出典
1	応永14. 10. 20	幕府奉行入治部光智奉書案	三方禪正左衛門尉	太良庄の内宮役夫工米催促停止	【端】 役夫工米書下案文	ハ-107
2	" 17. 8. 9	幕府奉行入連署奉書案	守護代	太良庄の外宮役夫工米催促停止	【端】 役夫工米書下案文 【奥】 正文三方ニ在之	東は-153
3	" 18. 10. 17	守護代三方常祈遵行状	羽賀寺僧備中	秘所今富竹原天満宮寄進地の安堵	【止】 之由候所也、仍執達如件 【署】 沙弥	羽賀寺 8
4	10. 26	守護一色義範奉行入連署奉書	三方山城入道	太良庄の一宮造管反銭催促停止	【止】 之由候所也、仍執達如件	つ-2-7
5	同10. 3	守護代三方常祈遵行状案	長法寺民部入道	" (任去月廿六日奉書之旨)	【止】 仍状如件 【署】 沙弥	オ-131-11
6	" 21. 10. 19	伝奏広橋兼直奉書案	三方	国前庄の壬生周枝への返付	【奥】 表書云長法寺民部入道兼沙弥常祈	壬生330-2
7	" 21. 12. 15	守護代三方常祈請文	御奉行所	即位反銭につき、太良庄の公田数を確認	【端】 守護代状 【止】 恐惶謹言	つ-2-12
8	" 33. 6. 21	幕府奉行入連署奉書	守護代	本郷の内宮役夫工米催促停止	【署】 沙弥常祈上	本郷 85
9	7. 10	"	"	太良庄の内宮役夫工米催促停止		オ-130
10	永享2. 9. 5	守護一色義貫遵行状	三方山城入道	耳西郷半分地頭職の鹽川寺権掌への渡付	【止】 任御判并御施行等之旨……之状如件	天龍寺 29
11	同11. 10	幕府奉行入連署奉書	守護代	太良庄の外宮役夫工米催促停止		ニ-49
12	" 6. 9. 14	守護一色義貫遵行状	三方山城入道	太良庄の正実將運代への渡付	【止】 任御判并御施行等之旨……之状如件	オ-140
13	" 7. 8. 25	"	"	安賀庄の正実將運代への渡付	【止】 任今月十一日御判并御施行等之旨	佐藤行信氏所藏 3
14	11. 24	幕府奉行入連署奉書	守護代	太良庄の多田院造管料反銭催促停止		た-65
15	" 9. 7. 22	幕府奉行入連署奉書案	"	太良庄の和州榮向陣夫催促停止		ろ-64
16	9. 23	幕府奉行入連署奉書	"	宮河庄領家職の兵根反銭催促停止		上賀茂 4
17	10. 21	守護一色義貫遵行状	三方若狭守	国前庄の半済停止、官長者権掌への渡付	【止】 任御判并御施行之旨……之状如件	壬生 59
18	10. 23	守護代三方忠治遵行状案	松山三郎左衛門入道	" (任今月廿一日御遵行之旨)	【止】 之状如件 【署】 三方口勝忠治	" 336

注 (1) 三方範忠(常侍)・忠治が発給人、もしくは宛人として見えるもの、および守護代宛のもの、若狭にかかわるものに限った。

(2) 文書名は、統一のため出典のそれを採らなかつたものもある。

(3) 備考の欄の略号は、【端】一端裏書・端裏返書、【止】書止、【署】一署名、【奥】一奥書、これらはずべてを記してはならない。端裏書は部分引用もある。

(4) 出典の欄のNo. 3は「小浜市史」社寺文書編、No. 6・17・18は「壬生家文書」(図書叢書刊)、No. 8・10・13・16は「福井県史」資料編2の文書番号。その他は、No. 2の東(「東寺文書」一六日本古文書家わけ一)を除き、すべて東寺百合文書で、函名と文書番号(京都府立総合資料館編「東寺百合文書目録」による)のみ示す。

あまり尋常とはいえない守護代職の継承となる。その事情は判然としないが、大胆に憶測を加えれば、將軍義教の介入も考えられなくはない。すなわち、先に引いた『満濟准后日記』によれば、三方忠治と思われる「若狭守」が、おそらく満濟の仲介で義教から赦免されている。將軍の勅氣を蒙るということは、將軍と直接的関係をもっていたということでもあるから、忠治の若狭守護代就任に、修復された義教との関係が少なからずあざかつた⁽¹⁰⁾とみる余地もあろう。

三方範忠は若狭以外の一色氏分国の守護代や侍所所司代にもなっており、後論ともかわるので、三方氏も含めた一色氏分国の守護代、侍所所司代、および若狭の小守護代・今富名代官・同又代官の沿革を、一色満範・義範の二代に限り整理し、次頁に第2表として掲げておく。

二 一色家中における三方範忠の地位

三方氏は鎌倉前期の若狭守護若狭忠季の末裔で三方郡三方郷を名々の地とする。南北朝期の三方氏については、関係史料がほとんど

ない中できわめて粗雑な検討を加えた前稿(注2)で、その將軍直屬御家人的性格を指摘した。この結論の是非はともかくとして、南北朝末期の三方氏が、一色氏との間にさ程緊密な関係を形成していなかったことだけは否定できない。したがって、一色氏と三方氏の主従

制的関係は、室町期に入ってから若狭守護代になる応永十三年(一四〇六)までのかなり短期間に急速に強化されたと考えざるを得ないが、その事情については、まったく不明である。

若狭守護代になってからの三方範忠は、別稿(注3)でみたように積極的な経営を展開して在地支配の強化に努める一方で、一色氏家中における地位も着実に高めていった。その点をうかがわせるものとして、まず次の史料をあげたい。

丹州棟別事、五(千正力)分候者、可致執沙汰
 □□上事者、国家数あるへ(く候)とも、不
 覚候間、為守護執沙汰ハ不可叶候へハ、
 以寺家御使可被召候哉、兩篇を承て、何
 篇にても可遵行申候由申せとて候、恐々
 謹言、

十月五日

常忻(花押)

東寺
 寶嚴院御坊

この文書の年代は、丹後など五か国に東寺修造棟別銭が賦課された応永十九年とみてほぼ間違いない⁽¹¹⁾。内容は一部判然としないものの、丹後の棟別銭徴集にあたって、同国守護一色氏が「国家数」を把握していないため、(五十貫文の一部又は超過分を力)守護としては直接徴集できないので、寺家の使者を遣わすよう促すと共に守護としての協力を約した奉書のごとくで、発給人の常忻(三方範忠)は丹後守護代ではないかと思わせるが、当時の丹後守護代は伊賀入道(了喜)である⁽¹²⁾。したがって、三方範忠は丹後守護代よりもっと高次の、たとえば一色家の執事のような立場で東寺と折衝していたのではなからうか。とすれば、範忠は若狭守護代になってわずか五、六年の間に一気に家中最高の地位にまで昇ったことになる。この間一色家では応永十六年正月死去した満範のあと、十歳の遺子、五郎(義範、のち義貫)が嗣いだものの、兄の二郎(持範)との間に確執があったらしく、同十八年六月、兄弟和睦が成ったと伝える(守

河村 室町期の若狭守護代三方氏の政治的地位

第 2 表 満範・義範期の一色氏分国の守護代(付、若狭小守護代・今富名代官・同又代官・侍所所司代)

若 狭				一色氏 当 主	年 月	三 河 守護代	尾 張 守 護 代		丹 後 守 護 代	山 城 守 護 代	侍 所 所 司 代
守護代	小守護代	代官	同又代官				智多郡	海東郡			
小笠原	武田長盛	石	片	詮 範							
長 春		河	山	×	応永13. 6 ×	×	×				×
		長	行	満 範	10						
		貞	光	×	" 16. 正 ×	×	×				
					" 19. 10						
					" 20. 正						
					" 21. 2						
					" 23. 5						
					" 25. 10						
					11						
					" 26. 4						
					9						
					" 27. 11						
					" 28. 7						
					9						
					11						
					12						
					" 29. 10						
					" 30. 8						
					" 12	氏家 某					
					" 34. 10						
					12						
					正長元						
					永享元. 2						
					" 3. 8						
					" 4. 10						
					" 5. 4						
					" 6. 8						
					" 7. 8						
					12						
					" 8. 4						
					間 5						
					8						
					" 9. 10						
					" 12. 5 ×	同越前守					

若越郷土研究 三五卷二号

注 (1)若狭の諸職・一色氏当主の欄は、タテ線・ヨコ線とも当該人物の在職期間を示す。若狭以外の欄のタテ線は一色氏の当該国・郡守護、侍所頭人の在職期間を示し、ヨコ線は守護代・所司代の在職期間を示す(点線は上限・下限)。
 (2)丹後守護は、当初(明徳3年=1392)から満範。
 (3)▼は補任、▲は改替、×は死没、↑・↓は在職徴証の上限・下限。
 (4)典拠・参考文献：「若狭国税所今富名領主代々次第」・「若狭国守護職次第」(以上若狭)、今谷明『守護領国支配機構の研究』(丹後・山城・侍所)、『康富記』・『師郷記』(以上三河)、『翻醒寺文書』400・2027号(尾張海東郡)。

護次第)。この幼主兄弟の対立は家臣団の内紛、権力闘争に他ならず、三方氏の急速な地位上昇は、そうした政治的背景があつて初めて可能であつたといえよう。応永二十一年二月、丹後出身とみられる石河長祐^⑤に代わつて三方範忠が若狭今富名代官に任じられたり(第2表)、同二十五年十一月に範忠の丹後守護代在職が確認されたりする事実は(同)、範忠の栄達が、丹後出身の重臣を凌駕することを通して実現できたことをうかがわせている。

三方範忠が一色氏家中で最高の地位にあつたことを如実に示すのが応永二十五年の一色義範の山城守護職就任の際、範忠の果たした役割である。第3表はその経緯を年表にまとめたものである。このうち、特にa・d・eなどからうかがえるように、義範の守護職就任問題は、放生会をめぐる石清水八幡と神人との抗争に端を発し、八幡側が神人弾圧のために当時侍所頭人であつた義範の山城守護兼任を望んだことが背景にあつたと考えられる。また、一色側がそうした八幡側の意向に乗じて、山城守護職獲得をもくろんだとみることも可能であろう。いずれにせよ、ここに

第3表 一色義範の山城守護職就任関係年表 (応永25年)

	月日	記 事
a	10.14	三方範忠が石清水八幡社務田中融清と共に満済を訪れ、八幡神人の放生会役抑留問題について談合。これは將軍義教の指示にもとづくものである。【満】
b	10.18	「緩怠」を働いた「山城国民共」を退治した賞として、所司代三方が「少々關所等」を拝領。また、山城守護職は侍所頭人一色義範に命じられたが、一色は固辞しているらしい。しかし、三方は内野御経が終われば入部するとのことである。【康】
c	10.20	三方と小笠原入道が満済を訪れ、「当国事等内々可申次由上意趣」を小笠原が語る。【満】
d	10.23	八幡神人問題に一応の決着がつけられたあと、来月14日からの義教の八幡参籠が決まり、「神人御無沙汰大儀」のため山城守護職は一色が補任される。【満】
e	10.27	一色は伏見庄に折紙を下し、八幡神人強訴につき同庄沙汰人名主に「属守護可致忠節之由」を命じる。【看】
f	10.29	伏見宮、一色・三方に太刀・銭を贈り、伏見庄沙汰人名主の軍役勤仕は前例なき旨を申し入れるも、一色側は名主に限り免除する意向を示す。【看】
g	11. 1	守護代三方は、甲冑を帯びた300余騎を率して「国入部」を行い、淀に下着。美豆に城郭を構えて居住するとのことである。この日伏見庄の守護役が免除される。【看】

【満】 — 『満済准后日記』 【康】 — 『康富記』 【看】 — 『看聞日記』

は利害の一致した石清水八幡と一色氏との連携があったとみられるが、ここで注目しておきたいのは、この一色氏の政治活動が、実は三方範忠の主導によっていた点である。すなわち、当時十九歳であった一色義範自身は守護職を望んでいたわけではないにもかかわらず(b)、当初から範忠が八幡の田中と共に積極的にこの運動にかかわっていたと思われる。また、bにあるように、範忠は所司代としての活動によって關所地をおそらく幕府(將軍)から宛行われているが、このことは、範忠の活動が形式的には主家一色氏の代官としてのそれでありながら、そのいわば恩賞としての私利私権を幕府から直接与えられたことを意味している。こうした事が侍所所司代一般にどれほど敷衍できるかは別として、少なくとも三方氏に限っていえば、將軍権力、幕府中枢との間に大きなパイプを持っていたことが想定できる。そして、それは、あるいは前稿(注2)で推測したように南北朝期以来のものかも知れない。

日、伏見庄即成院でおきた強盜事件とその後の侍所における訴訟審議は、笠松宏至氏によって「中央の儀」なる語の意味——決定権者たる権力トップが除外された場における家臣たちの決定がトップの意志として表明されること——が鮮やかに解明された事例として知られている¹⁷⁾。訴訟の経過は笠松氏や横井清¹⁸⁾氏の論著に譲り、三方氏のかかわりに限ってのみてみよう。まず、五年にも及ぶこの訴訟においては、終始所司代の三方範忠が担当、指揮していたことを確認しておきたい(ただし一色氏の頭人在職は応永二十八年まで)。この事件の犯人三木三郎は兄善理と共に管領畠山満家の被官であったことから畠山の介入を招き三木側の主張のみがとりあげられ、「中央の儀」によって伏見庄で三木氏と対立関係にあった小川禪啓らが逆に罪科に処せられようとした、恣意的裁判の典型であるが、所司代範忠は積極的に畠山・三木側に加担して「中央の儀」に一役を買っている。応永二十五年十二月出された三木善理の訴状が、畠山の圧力¹⁹⁾で翌年四月伊勢因幡守の奉書の形で認められたが、これを四か条の目安として示された

伏見宮側が驚き伊勢に確かめたところ、小川らを罪科に処し庄外に追放すべしという第四條は將軍の命令もなかったから奉書には載せていないとのこと、伊勢も「只三方任訴人申旨、楚忽之申状驚入」と語ったという。このにおいて三方は、もっぱら畠山・三木側の意向に沿って將軍御供衆伊勢を利用し、上意・公方の権威をかざして強引な訴訟指揮を展開していたことは明白である。この間の『看聞日記』に見る限り、侍所頭人一色義範の意志はまったく表われていない。笠松氏は、この「中央の儀」は、従者による主人意志の詐称や単なる越権行為ではなく、横の連帯を遂げた従者による協議決定が優越するとする政治思想と評価されている。このことからすれば、右の例をもって三方氏が主家を無視して専権を振るっていた、などと短絡に結論づけるわけにはいかないが、当時の三方氏が一家中において「中央の儀」を成立せしめる中核をなしていたことは、もはや否定し難い。一色義範が侍所頭人、ついで山城守護をとめた応永二十五(二十八年)頃が、三方氏の全盛期であったことは、前掲第2表からもう

かがある。すなわち、この間、三方範忠は若狭守護代以外に山城守護代・侍所司代・丹後守護代を兼任し、尾張海東郡守護代もこの頃から在職していた可能性もある。この頃の尾張智多郡は守護代を置かなかったと思われるので、三河を除く一色氏分国の守護代・侍所司代を独占していたことになる。その唯一守護代となっていなかった三河でも、三方氏が大きな政治的影響力をもっていたことをうかがわせるものに、応永三十年のものと思われる次の文書がある。

昨日委細承候、恐悦候、神戸郷寄船事、

可為中分之儀歟之由申候旨承候、更無其

謂候、傍例旁難義之間、不可叶□、如此

候者、以前不入之御教書無益候歟、昨日

守護方申遣候處、大屋掃部と□□

「□」如此慇懃候之處、及異儀事、

併三方所為候歟、於于今者以此趣公方様

□可歎申入之由存候、可為如何様候哉、

巨細尚以使申□、他事期参拝候也、恐惶

敬□、

十一月廿日

増詮

これによれば、三河神戸郷が守護不入の地

河村 室町期の若狭守護代三方氏の政治的地位

にもかかわらず、同郷への寄船(漂着物)が中分されたのに対して、実相院増詮が一色方に抗議したところ、大屋掃部(神戸郷の給人カ)の態度は「慇懃」であったが、増詮は、「及異儀事、併三方所為候歟」と思つたらしい。詳細はわからないが、守護代でもない三方範忠が、三河において何らかの政治力行使して、寄船の中分に関与したらしいことが看取できよう。また、応永三十四年当時の尾張海東郡の小守護代は三方対馬守で、同郡は在地の支配機構まで三方氏の掌握するところとなつていたことが知られる。

四年五月、丹後守護代延永益信が幕府奉行人奉書によつて、彦万部御経料所山城草内郷飯岡所務職を預け置かれてゐる如く、延永氏と幕府中枢との間に強いコネクションが形成されていたらしいことなどとおそらく無関係ではあるまい。なお、永享期においても三方氏が一色家中で重要な地位を占め続けたことはいうまでもない。

むすび

本稿は、もっぱら一色家中における三方氏の政治的地位について検討し、応永二十年代から同末年にかけて全盛を極めたことを確認したが、そこに至るまでのプロセスについて想定した家中の権力闘争や、丹後国人との対立などは、ひとつの仮説にすぎない。また、三方氏の権勢の大きさを強調する余り、主家一色氏の存在を結果的に軽視することとなつたが、一色義貫の若年期——三方範忠の全盛期にあたる——はともかくも、たとえ永享二年の將軍義教右大将拝賀の供奉の座次をめぐつて気骨をみせた義貫の個性は、けつして無視すべきではない。そうした守護の個性は

別にしても、守護代の実態を考えるのに、守護を視野から除外するのは正しい態度ではなく、一色氏自身の動向の追跡は今後の課題である。

注

- (1) 拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」(『兵庫教育大学研究紀要』第九巻)、同「將軍近習小笠原藏人と若狭守護代小笠原長房」(『若越郷土研究』第三十四巻一号)
- (2) 拙稿「南北朝期の若狭国人三方氏について」(『若越郷土研究』第三十四巻六号)
- (3) 拙稿「室町期の若狭守護代三方氏の動向」(『兵庫教育大学研究紀要』第十巻)
- (4) 『群書類従』第四輯(補任部)
- (5) 同右
- (6) 『師郷記』永享十二年五月十五日条
- (7) 『東寺執行日記』永享十二年五月十六日条(『後鑑』同日条所載)
- (8) 応永二十六年の若狭一二宮造菅棟札(『小浜市史』社寺文書編所収、若狭彦神社文書一四号①②)に「山城守沙弥常忻

頼若狭守範次」と見え、『若狭守護代記』(若狭史学会、一九七三年)には「永享元年西、今年守護代三男若狭守範次當国大飯郡大島ノ八幡宮并長楽寺ヲ造宮シ、寺領山林を寄附ス」とある。

(9) 大和で三方若狭守(忠治)と共に戦死した同弾正は、範忠の最初の官途(彈正左衛門尉)と共通しているところから、範忠の嫡子であった可能性が高い。

(10) 今谷明氏は、守護代の更迭に幕府は原則として介入せず守護のみが人事権をもっていたとされながらも、永享三年の丹波守護交代替に幕府が介入した例を紹介されているし、『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年、四七四・三二四頁)、義政の代の長祿三年八月越前・遠江守護代甲斐常治が没した時、「越前以下守護代事」が「御判」によって甲斐二郎の息子に安堵された例(『大乘院寺社雑事記』同年同月十三日条)や、寛正二年十月朝倉氏を越前守護代にする事が義政から話題とされた例などがある(同書、同年同月十七日条)。したがって、三方忠治の守

護代補任に義教の意向が働いたとみるのも、あながち根拠のないことではない。

(11) 東寺百合文書又函二八七号(以下「百合又二八七」)の如く略記、文書番号は京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』による)

(12) 『大日本史料』第七編之十七、応永十九年九月十一日条(三四一三九頁)に關係史料がまとめて収載されている。

(13) 丹後国棟別錢徵集の旨を国中に触れるよう命じた、応永十九年十月十四日一色義範遵行状案(百合ト一九二)の宛所に「伊賀入道」とあり、翌年十月七日「一色兵部少輔(義範代沙弥了喜)が棟別錢二十貫文を送進している(百合ト一九一・二)。

(14) 注1拙稿(前者)でも指摘したことであるが、一色満範は父詮範の存命中の明德三年、二十五歳で丹後守護になっていたから、当然他の国の国人よりも丹後国人との関係が早くから形成されたであろうことは想像に難くない。古くから満範の恩顧を被っていた者と、これに反感をもつグループとの軋轢が、満範の死を機に一気に高ま

り、一色二郎・五郎の兄弟対立という形をとって表面化した、という解釈もあながち空論とはいえない。『系図纂要』が、兄弟和睦の結果、二郎持範が丹後守護になったと伝えるのは、事実には反するものの、丹後国人らの二郎側加担を示唆するものではあるまいか。

(15) 丹後与謝郡に石河庄があり、応永十三年失脚した小笠原長春父子が幽閉され、のち切腹したのが石河城であった。長祿三年の状況を示す「丹後国諸庄園郷保惣田数帳」(『舞鶴市史』史料編所収)では、与謝郡石河庄一三四町余のうち、八十一町余が「御料所」(守護領)となっていて、残り「諸寺院の免田などとなっている。また、石河氏の所領としては、石河中務が丹波郡米富保・倉富保に合わせて十四町足らずを領するにすぎない。これは、一見石河氏が石河庄に何ら所領を有しておらず、またその勢力も大きくなかったことを示しているかに思われる。しかし、石河庄(殿下渡領)は享徳三年、年貢未進に悩む摂関家から守護一色教親への求めによって「御料

所」とされたようで(『康富記』同年七月二十四日・同二十七日条)、それ以前、あるいはそれ以後も石河氏が実質的な支配権を保持していたことを否定するものではない。ちなみに、十六世紀頃の地名・武士を記す「丹後御檀家帳」(『丹後史料叢書』第二輯)には、「かやの御城 石川殿 国の御奉行也」「かやのいちばにて 石川殿おとな衆」などが見え、石川には「石川殿」の取り立てた一色氏一族の「一宮殿様」や、その弟で「城もたせられ」た一宮新五郎らがいたという。したがって、戦国期の石河氏が、石河庄から加悦庄にかけての野田川流域一帯を地盤とする、当地方屈指の武士であったことは疑いなく、これを室町期にまで遡及させるのもそれ程無理ではなからう。

(16) 今谷氏は、「成吉入道子息」の石清水八幡神役違乱停止を命じた、応永二十一年八月九日一色兵部少輔(義範)宛將軍家御教書(離宮八幡宮文書)をもって、一色義範の侍所頭人在職徴証とされ、あわせて「幕府と特殊な関係のある神社に侍所が干与

する」例とされているが(前掲書二九頁)、この場合の宛人一色義範の立場は丹後守護である。すなわち、神役違乱の当事者成吉氏が丹後国人であったが故に(『丹後国諸庄園郷保惣田数帳』によると、成吉越中・同二郎左衛門が合わせて一〇五町余の所領をもつ)一色に幕命が下ったのである。ちなみに、今谷氏が、翌年八月に幕府から石清水の放生会警固を命じられている三方常忻を(『東寺文書』を一一二九)所司代とされているのも(前掲書、同頁)、山城守護代とみるべきである(所司代は今谷氏も指摘されている氏家範長)。したがって、石清水八幡は侍所の管轄ではなかったのであり、それ故に八幡側は神人弾圧にあたって、すでに侍所頭人であった一色義範の山城守護兼任を求めたのである。

(17) 笠松宏至「中央の儀」(『月刊百科』二〇二、のち同氏「法と言葉の中世史」平凡社選書、一九八四年、所収)。

(18) 横井清「看聞御記―「王者」と「衆庶」のはざまにて―」をそして、一九七九年、二九一―二九四頁

(19) 『看聞日記』応永二十六年四月十五日・同十六日条

(20) 応永三十四年、尾張国御領初任檢注が三宝院に沙汰し付けられた際、一色義範がその幕命を下達するのに、海東郡については守護代三方山城入道(常忻)に遵行状を下しているのに対して、智多郡は郡奉行とおぼしき御賀本新左衛門尉・倉江加賀入道の兩人に命じており、『新編一宮市史』資料編6所収、醍醐寺文書四二二・四二三号)、両郡の間に支配機構の差異があったことがうかがえる。

(21) 『醍醐寺文書』別集一(大日本古文书家わけ)六九・七〇号。これは『満濟准后日記』応永三十一年正月八日・同九日条の紙背であるから、応永三十年のものである可能性が高い。

(22) 注20の幕命を下した、応永三十四年十二月二十六日尾張海東郡守護代三方常忻遵行状の宛所に「三方対馬守」とある(醍醐寺文書二〇二七号)。

(23) たとえば、『満濟准后日記』に見える一色氏から幕府への使者をみると、正長元年

八月十二日・永享四年正月二十四日・同二十五日・同年五月八日・同五年閏七月二十四日条のいずれの場合も延永氏が当たっていて、三方氏は一度も登場しない。ちなみに、右に摘記した期日の他の守護家の使者としては、斯波家の甲斐氏、畠山家の遊佐氏、山名家の山口氏、細川家の安富氏、赤松家の上原氏らが見え、おおむね各守護家の執事・守護代クラス、もしくはそれに準じる重臣となっている。

(24) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻(近藤出版社、一九八〇年)所収、「御前落居奉書」76・77。一色義範が侍所頭人となるのは、同年十月のことであるから(今谷氏前掲書、二三頁)、延永益信に対する草内郷飯岡所務職の預置は、彼が所司代であったことに基づくものではないことになり、彼と幕府(將軍)との直接的關係をうかがわせる。

(25) たとえば、永享九年、大和に出陣した一色氏に対する東寺からの巻数は三方氏に届けられており、斯波持種へのそれが斯波家の執事甲斐氏に届けられていること

を勘案すれば(同年「二十一口方評定引付」四月十三日条、『東寺文書』ち一一)、永享期においても三方氏がいまだ一色氏宿老の地位を保持していたことは間違いない。

(26) 義貫は、康暦元年七月二十五日の義満の右大将拜賀の時に祖父詮範が「最前二供奉」したことをあげて、畠山満家に次ぐ次座を供奉するのを「家恥辱」とし、各方面からの諫止にも耳を貸さず、切腹の覚悟まで示してあくまで先頭で供奉することを主張し、結局この訴えが聞き入れられなくなると、当日は病氣と称して馬打の供奉を拒否し、辻警固だけつとめた(『満濟准后日記』永享二年七月十日・十二日・同十九日・同二十日・同二十三日・同二十五日、『看聞日記』同日条など)。